

# 第26回 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2021年3月24日（水曜日）  
午前10時00分（開場 午前9時15分）

**場所** 東京都千代田区大手町一丁目4番1号  
**KKRホテル東京10階  
宴会場「瑞宝」**

末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、**2021年3月23日（火曜日）午後6時まで**に到着するよう議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会後の事業説明会は開催いたしません。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供はいたしておりませんのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

**エリアリンク株式会社**

証券コード：8914



## 目次

■ 第26回定時株主総会招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	7
<b>第1号議案</b> 剰余金の処分の件	
<b>第2号議案</b> 取締役5名選任の件	
<b>第3号議案</b> 監査役1名選任の件	
<b>第4号議案</b> 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	

### 添付書類

■ 事業報告	16
■ 計算書類	29
■ 監査報告書	32



## ご案内

### 定時株主総会会場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

2021年3月24日（水曜日）に当社第26回定時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について、以下の通りご案内申し上げます。

株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

#### <当社の対応について>

- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・受付など会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。

#### <株主様へのお願い>

- ・株主総会にご出席される株主様におかれましては、当日のご体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は受付にて運営スタッフによる検温を実施させていただきます。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会の議決権行使は、ご出席いただくほかに書面またはインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も是非ご検討ください。（議決権行使の詳細は、本招集ご通知の4～6頁をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染症拡大の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページ（<https://www.arealink.co.jp/>）にてお知らせいたします。

## 事前質問の受付についてのご案内

株主の皆様からの本定時株主総会への事前のご質問をお受付いたします。

### 1. 方法

#### (1) ウェブサイトによる方法

当社ホームページ (<https://www.arealink.co.jp/>) より必要事項及び質問事項をご入力ください。

#### (2) 郵送による方法

必要事項及び質問事項をご記載の上、当社までご郵送ください。

### 【必要事項】

- ①株主番号
- ②お名前
- ③ご住所

### 【ご郵送先】

〒101-0021

東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDX北ウイング20階  
エリアリンク株式会社  
株主総会担当 宛て

### 2. 受付

- ・ **2021年3月19日（金曜日）午後5時**を目途として当社に到着いたしましたご質問につき、株主の皆様に関心が高いと思われる事項につきまして、本定時株主総会で取り上げさせていただき、本定時株主総会終了後、その回答を当社ホームページ (<https://www.arealink.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ・ 本定時株主総会で取り上げることができなかつたご質問につきましては、今後の経営の参考とさせていただきます。

株 主 各 位

東京都千代田区外神田四丁目14番1号  
**エリアリンク株式会社**  
代表取締役社長 林 尚道

## 第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、ご出席が難しい株主様は書面またはインターネットにより事前の議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使方法についてのご案内をご参照のうえ、2021年3月23日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2021年3月24日（水曜日）午前10時00分（開場 午前9時15分）
- 場 所 東京都千代田区大手町一丁目4番1号  
**KKRホテル東京 10階 宴会場「瑞宝」**  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 目的事項 **報告事項** 第26期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
**決議事項** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として、本招集ご通知を会場へご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当社は、計算書類の「個別注記表」をインターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、本招集ご通知の添付書類には、当該事項は記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ホームページに掲載した事項を含んでおります。
- 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに修正後の事項を掲載させていただきます。  
当社ホームページ <https://www.arealink.co.jp/ir/meeting/>

## 議決権行使方法についてのご案内

以下の4つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 当日ご出席いただける場合



#### 株主総会日時

2021年3月24日（水曜日）  
午前10時開催

（受付開始は午前9時15分を予定しております。）



代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限ります）。  
なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

当日ご出席の際は、必ず株主様（当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人とする場合の当該株主様を含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

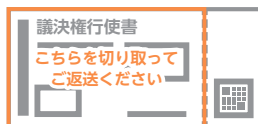
### 当日ご出席いただけない場合



#### 郵送によるご行使

行使期限  
2021年3月23日（火曜日）  
午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。



#### 「スマート行使」によるご行使

行使期限  
2021年3月23日（火曜日）  
午後6時まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



議決権行使書副票（右側）

詳細につきましては5頁をご覧ください。



#### インターネットによるご行使

行使期限  
2021年3月23日（火曜日）  
午後6時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>

詳細につきましては6頁をご覧ください。

## インターネットによる議決権行使方法のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

行使期限

2021年3月23日(火曜日) 午後6時受付分まで



### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

下記方法での議決権行使は1回に限りませう。

#### ① QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票 (右側)



見

「ログイン用QRコード」はこちら



#### ② 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

議決権行使サイト  
〇〇〇〇株式会社

議案賛否方法の選択

届出 〇〇〇〇株式会社  
届出日 〇〇年〇〇月〇日  
株主番号 1000001  
行使できる議決権の数 100股

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承認いたします。承認する種類のボタンを選択して次画面におすすみください。

会社提案の全ての議案を賛否とされる場合

会社提案の議案について個別に賛否を入力される場合

#### ③ 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択する。

議決権行使サイト  
〇〇〇〇株式会社

議案別賛否入力

第 〇〇〇議案  
議案内容 〇〇〇〇年〇〇月〇日  
株主番号 〇〇〇〇〇〇〇  
行使できる議決権の数 100股

以下の議案について賛否をご入力ください。

会社提案

議案	賛否
議案 〇〇〇〇の件	<input type="button" value="賛否"/>

意思表示が終わりましたら、下の確

画面の案内にしたがって行使完了です

2回目以降のログインの際は…次頁の記載のご案内にしたがってログインしてください。

## 議決権行使に関するよくある質問

**Q** 書面とインターネット等の両方で議決権行使をした場合どちらが有効ですか？

**A** インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

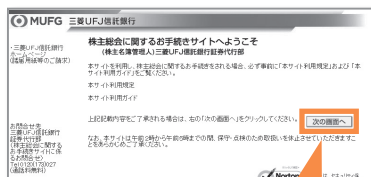
**Q** インターネット等により複数回にわたり議決権を行使した場合、すべて有効ですか？

**A** 複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

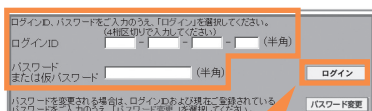
**1** 議決権行使ウェブサイト  
にアクセスする

議決権行使ウェブサイト  
<https://evote.tr.mufug.jp/>



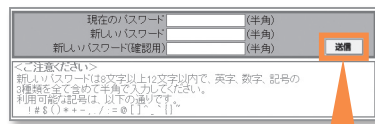
「次の画面へ」をクリック

**2** お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

**3** 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください

## ご利用上の留意点

### 1. 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufug.jp/>)にアクセスしていただくことによっては実施可能です(午前2時から午前5時を除く)。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合もあります。
- パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は、2021年3月23日(火曜日)の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がありましたら右記ヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- 議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufug.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 株主様以外の方による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになります。

### システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク(三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

**0120-173-027**

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

議案及び参考事項

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。なお、前期は特別損失（買戻損失引当金繰入額）の影響額を除いて配当を実施したため、当期の配当につきましても特別利益（買戻損失引当金戻入益）の影響額を除いた金額としております。

1

配当財産の種類  
金 銭

2

株主に対する配当財産の割当てに  
関する事項およびその総額

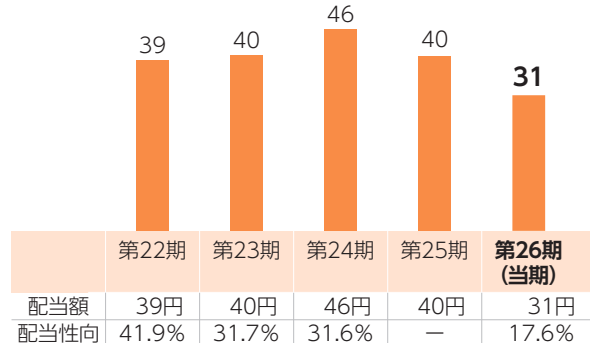
当社普通株式1株につき金 31円  
総 額 391,544,105円

3

剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年3月25日

<ご参考> 1株当たり年間配当額の推移

(単位：円)





## 第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、経営の監督機能強化を図るため取締役1名を増員し、新たに取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任	林 尚 道 (はやし なおみち)	代表取締役社長執行役員	13回／13回
2	再任	鈴木 貴 佳 (すずき よしか)	取締役執行役員	13回／13回
3	新任	佐々木 亘 (ささき わたる)	執行役員	—
4	再任	社外 独立役員 古山 和 宏 (ふるやま かずひろ)	取締役	13回／13回
5	再任	社外 幸田 昌 則 (こうだ まさのり)	取締役	12回／13回

候補者  
番号

1

はやし  
**林**  
なお  
**尚**  
みち  
**道**

**再任**

生年月日

1953年8月8日 満67歳

取締役在任年数

26年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

13回/13回

所有する当社の株式数

2,813,660株

略歴および当社における地位、担当

- 1978年4月 千曲不動産(株)（現スターツコーポレーション(株)）入社
- 1995年4月 当社設立 当社代表取締役社長
- 2010年2月 一般社団法人日本セルフストレージ協会 理事
- 2019年5月 一般社団法人日本セルフストレージ協会 代表理事（現任）
- 2019年9月 当社代表取締役社長執行役員兼マーケティング本部長
- 2020年9月 当社代表取締役社長執行役員（現任）

重要な兼職の状況

一般社団法人日本セルフストレージ協会代表理事

取締役候補者とした理由

林尚道氏は、1995年の創業以来、当社の代表取締役社長として経営の指揮を執り、業績の向上に大きな功績をあげております。また、リーダーシップを発揮して経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断し、引続き、取締役候補者としております。

候補者  
番号

2

すず き よし  
**鈴木**  
よし  
**貴**  
か  
**佳**

**再任**

生年月日

1986年5月23日 満34歳

取締役在任年数

5年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

13回/13回

所有する当社の株式数

0株

略歴および当社における地位、担当

- 2011年4月 当社入社
- 2014年8月 当社ストレージ出店本部東京オフィス長
- 2015年2月 当社執行役員東京オフィス長
- 2016年3月 当社取締役ストレージ本部運用担当本部長兼東京オフィス長兼千葉オフィス長
- 2017年1月 当社取締役ストレージ本部長兼ストレージ1部長
- 2018年7月 当社取締役ストレージ本部長兼ストレージ部長
- 2019年9月 当社取締役執行役員兼ストレージ本部長（現任）

取締役候補者とした理由

鈴木貴佳氏は、当社の主力事業であるストレージ事業において営業・商品にかかる豊富な経験と見識を有し、ストレージ事業を牽引する存在として、当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であることから、引続き、取締役候補者としております。

候補者  
番号

3

さ さ き わたる  
佐 々 木 巨

新任

生年月日

1974年8月20日 満46歳

所有する当社の株式数

400株

略歴および当社における地位、担当

1997年4月 宇部興産(株)入社  
2003年6月 (株)ブリヂストン入社  
2007年10月 (株)ファーストリテイリング入社  
2013年1月 LLC UNIQLO(RUS) General Director  
2016年9月 UNIQLO Australia Pty Ltd. CFO  
2019年4月 当社入社  
2019年9月 当社執行役員管理本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

佐々木巨氏は、管理部門の職務に関する豊富な見識を有しており、海外でCFOとして経営に携わった経験のある管理本部長として、当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であることから、新たに取締役候補者としております。

候補者  
番号

4

ふる やま かず ひろ  
古 山 和 宏

再任 社外 独立役員

生年月日

1959年1月19日 満62歳

取締役在任年数

6年(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況

13回/13回

所有する当社の株式数

0株

略歴および当社における地位、担当

1986年4月 タスマニア大学(オーストラリア)講師  
1987年4月 外語学院東京フォーラム設立 代表就任  
2002年4月 公益財団法人松下政経塾 研修主幹  
2002年9月 公益財団法人松下政経塾 研修塾塾頭  
2004年4月 公益財団法人松下政経塾 常務理事  
2013年4月 日本農業経営大学校 審議員兼講師  
2015年3月 当社取締役(現任)  
2016年4月 公益財団法人松下政経塾 顧問  
2016年4月 アグリコネクト(株) 顧問(現任)  
2019年3月 日本農業経営大学校 審議員(現任)

重要な兼職の状況

アグリコネクト(株)顧問  
日本農業経営大学校審議員

社外取締役候補者とした理由

古山和宏氏は、公益財団法人松下政経塾常務理事、研修塾塾頭を務められた経験と高い見識を有しておられ、独立性をもって経営方針の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し、引続き、社外取締役候補者としております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

こう だ まさ のり  
**幸 田 昌 則**

**再任** 社外

**生年月日**

1943年2月3日 満78歳

**取締役在任年数**

4年（本株主総会終結時）

**取締役会への出席状況**

12回/13回

**所有する当社の株式数**

0株

**略歴および当社における地位、担当**

1971年3月 ㈱日本リクルートセンター（現㈱リクルートホールディングス）入社

1989年4月 ㈱ネットワークハチジュウハチ 代表取締役社長（現任）

2015年3月 大英産業㈱ 社外取締役（現任）

2017年3月 当社取締役（現任）

2019年7月 ㈱グリーン・シップ 社外取締役（現任）

**重要な兼職の状況**

㈱ネットワークハチジュウハチ代表取締役社長

大英産業㈱社外取締役

㈱グリーン・シップ社外取締役

**社外取締役候補者とした理由**

幸田昌則氏は、長年にわたり㈱ネットワークハチジュウハチの代表取締役社長を務められており、企業経営者としての豊富な経験と実績、経営全般に関する幅広い見識を活かし独立性をもって経営方針の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し、引続き、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古山和宏、幸田昌則の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、非業務執行取締役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、古山和宏氏及び幸田昌則氏との間で当該責任限定契約を締結しております。古山和宏氏及び幸田昌則氏の再任が承認された場合には、引続き、両氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 古山和宏氏は、㈱東京証券取引所に定める独立役員であります。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役青木巖氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

あお き  
**青 木**

**再任** 社外

生年月日

1967年9月2日 満53歳

監査役在任年数

4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

11回/13回

監査役会への出席状況

10回/12回

所有する当社の株式数

0株

いわお  
**巖**

略歴および当社における地位

1992年4月 (株)フジタ入社  
2004年10月 アセット・マネジャーズ(株) (現いちご(株)) 代表取締役社長  
2009年4月 キャピタル・アドバイザー(株) 代表取締役社長 (現任)  
2010年12月 (株)ネクシィーズグループ 社外監査役  
2014年7月 (株)バルニバービ 社外監査役 (現任)  
2016年3月 サムシングホールディングス(株) 社外取締役  
2017年3月 当社監査役 (現任)  
2019年12月 (株)ネクシィーズグループ 社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

キャピタル・アドバイザー(株)代表取締役社長  
(株)ネクシィーズグループ 社外取締役 (監査等委員)  
(株)バルニバービ 社外監査役 (現任)

社外監査役候補者とした理由

青木巖氏は、他社における監査役としての経験、キャピタル・アドバイザー(株)の代表取締役社長としての豊富な経験と幅広い知見を有しているとともに、不動産業界における豊富な経験を有していることから、経営全般の監視と有効な助言をしていたため、引続き、社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 青木巖氏は社外監査役候補者であります。  
3. 当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、青木巖氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。青木巖氏の再任が承認された場合、当社は、引続き、当該責任限定契約を締結する予定であります。  
その契約の内容の概要は次のとおりであります。  
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。  
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとす。  
4. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、青木巖氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

## 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年3月28日開催の第23回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております。

今般、当社における役員報酬制度の全般的な見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当該報酬枠の範囲内で、新たに譲渡制限付株式を割当てることにつきご承認をお願いいたします。なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

### 1. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の数及び額

本譲渡制限付株式の割当てのために発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、金額として年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。本譲渡制限付株式の付与に際しては2.に記載のとおり金銭の払込みは要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定されます。また、対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、前年度の業績における貢献度等諸般の事項を総合的に勘案した上で、取締役会において決定することといたします。

### 2. 譲渡制限付株式の発行又は自己株式の処分に伴う払込みに関する事項

本譲渡制限付株式の発行又は自己株式の処分は当社の取締役の報酬として募集に係る株式を発行等するものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みを要しません。

### 3.対象取締役が付与する譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より、10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間の満了前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)で定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。



#### 4.譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

本制度は当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものがあります。

当社は2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告23頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議の日の前営業日（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日）時点の時価で評価した金額は1.の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済み株式総数に占める割合は0.39%とその希薄化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上



(添付書類)

## 事業報告 2020年1月1日から2020年12月31日まで

### 1 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度の売上高は22,477百万円（前期比23.4%減）、営業利益は2,275百万円（前期比24.9%減）、経常利益は2,161百万円（前期比28.0%減）となりました。また、2019年12月期に計上した買戻損失引当金のうち、当期において買い戻さないことが確定したコンテナに対する引当金を取り崩す等という一時的な要因として、買戻損失引当金戻入益を1,477百万円計上したこと等により、特別利益が1,495百万円となった結果、当期純利益は2,225百万円（前期比3,978百万円増）と大幅な増益となりました。

各セグメントの業績は以下の通りであります。

#### <ストレージ事業>

当社の基幹事業であるストレージ事業は、「ストレージ運用」と「ストレージ流動化」の2つのサブセグメントで構成されております。

前期より、毎月収益が安定的に積みあがる「累積型」の事業を収益基盤とする方針を掲げ、屋内型アセットタイプである「土地付きストレージ」の自社による長期保有やコンテナの自社投資出店を進めました。そのため、投資家への販売による「一過性」の収益比率を下げたことにより、「ストレージ流動化」は大幅な減収減益となりました。

「ストレージ運用」は、新型コロナウイルスによる市況悪化を見据え、厳選出店に加え低稼働物件の移転・解約により、管理室数の増加ペースは減速いたしました。一方で、利用申込の獲得は堅調に推移したため、稼働率が前期末比で3.82%pt向上いたしました。また、2020年2月13日公表の「特別損失の計上による業績予想の修正」にて記載の通り、コンテナの買戻しによる自社保有化の影響で収益率が改善したことに加え、キャンペーン抑制に伴う値引率の改善、既存現場のコストについて抜本的な見直しを行った結果、営業利益率が前期比で4.6%pt改善されました。

この結果、ストレージ事業の売上高は14,773百万円（前期比33.1%減）、営業利益は2,184百万円（前期比5.4%減）となりました。

#### <土地権利整備事業>

土地権利整備事業は、新型コロナウイルスによる市況悪化を見据え手元流動性を確保するために、仕入を停止し、在庫圧縮に注力した販売活動の影響により利益率が低下しました。

この結果、土地権利整備事業の売上高は6,063百万円（前期比12.2%増）、営業利益は872百万円（前期比35.1%減）となりました。

#### <その他運用サービス事業>

その他運用サービス事業は、アセット事業、貸会議室事業、オフィス事業等の「累積型」の賃料収入を収益基盤とする事業等で構成されております。アセット事業につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けた一部のテナントからの賃料減額要望等が発生したことにより減収となりましたが、稼働状況は堅調に推移いたしました。貸会議室事業は、新型コロナウイルスの影響により利用が減少し、前期比で大幅な減収減益となりました。なお、同事業につきましては、経営資源をストレージ事業をはじめとする主力事業に集中するため、2020年12月をもって事業撤退しております。一方、オフィス事業においては、好調な稼働率を維持しており、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的としたサテライトオフィス需要を取り込む施策に注力いたしました。

これらの結果、その他運用サービス事業の売上高は1,640百万円（前期比11.0%減）、営業利益は396百万円（前期比27.6%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は3,520百万円であります。その主たるものは、出店開発をはじめとするストレージ事業関連の投資であります。

## (3) 資金調達の状況

資金調達につきましてはストレージ出店開発資金及び運転資金として、2,449百万円を借入により調達しております。

## (4) 対処すべき課題

### ① コンテナの買戻しについて

前期以前に販売した建築確認申請を行っているコンテナにつき、販売先において当該コンテナの耐用年数に関して税務当局との見解に相違が発生したことから、当該コンテナをすべて買い戻す基本方針を取締役会にて決議しております。

買取期間につきましては、方針を決定した時点では2020年12月末を一つの区切りにしておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により面談が思うように進まなかったこと、投資家が全国に点在すること、また投資家に加えて紹介者、顧問税理士との面談が複数回にわたって必要だったこともあり交渉に時間を要しております。

なお、その後もコンテナを器具・備品ではなく建物として指摘される事例が増えてきております。今後もその流れは変わらないと見込んでおり、引続き当該コンテナをすべて買い戻すことを基本方針としております。また、当該コンテナを買い戻す際に見込まれる支出については、一括決済ではなく割賦払いでの交渉を進めております。

当社としては、2021年も引続き速やかにコンテナの買取り交渉を行っていく方針であります。

### ② 持続的な成長に向けた体制の構築

当社は「世の中に便利さと楽しさと感動を提供する」を経営理念に掲げ、お客様に最適な商品・サービスを提供することを使命としております。企業の持続的な成長および理念の実践に向けた経営戦略として、売買に依存した収益構造からストレージ運用をはじめとするストックビジネス中心の収益構造へ転換し、当社の基幹事業であるストレージ事業の持続的な成長を推進いたします。

ストレージ事業につきましては、ストレージのさまざまなサービスを世の中に展開することで、「快適な住空間の創造」を推進しております。一方で、ストレージ事業を取り巻く市場環境につきましては、日本国内におけるトランクルームやレンタル収納スペースの認知度が上昇したこと等により他社の参入も散見されておりますが、未だ小規模かつ発展途上の市場であります。今後も新商品・新サービスの開発を推進することで差別化を図り、当社の「ハローストレージ」ブランドのシェアおよび顧客の獲得を維持しながら、競合他社とともにトランクルームの利用による生活の豊かさ・快適さを発信していくことで、ストレージ市場全体の拡大を目指し、当社のストレージ

事業の持続的な成長を推進してまいります。

近年、社会の持続可能性や安心・安全に対する意識が高まる中、長期視点のリスク・機会の観点でESGの強化、後継体制の整備も踏まえた経営幹部の育成を進め、社会基盤を支える企業として、社会課題の解決に継続的に貢献してまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 23 期	第 24 期	第 25 期	第 26 期
		(2017年1月～ 2017年12月)	(2018年1月～ 2018年12月)	(2019年1月～ 2019年12月)	(2020年1月～ 2020年12月) (当事業年度)
売 上	高(千円)	21,489,217	28,828,272	29,333,252	22,477,251
経 常 利 益	(千円)	2,441,462	2,536,940	3,000,365	2,161,462
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	1,547,033	1,810,467	△1,753,331	2,225,051
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	(円)	126.08	145.47	△138.81	176.16
総 資 産	(千円)	29,904,759	37,862,450	43,020,300	40,702,816
純 資 産	(千円)	16,351,428	18,749,895	16,419,116	18,139,355

## (6) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

事業区分	主要事業内容
ストレージ事業	土地・建物を借上げ、または取得・保有した土地・建物にコンテナや内部造作を施し、レンタル収納スペースを運営する事業等であります。また、土地、建物所有者のニーズに合わせて、コンテナ、トランクルーム等の設置及び建築を受注し提供する事業であります。
土地権利整備事業	権利関係の複雑な借地権・底地の売買を通して、地主様・借地権者様双方の問題を解決する事業であります。
その他運用サービス事業	土地・建物を借上げ内部造作を施し、スモールオフィスを運営するレンタルオフィス事業や、保有する不動産を事務所や店舗として運用するアセット事業等からなる事業であります。

## (8) 主要な事業所

名称	所在地
本社	東京都千代田区外神田四丁目14番1号

## (9) 従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
76 [98]	△3	38.0	6.5

(注) 従業員数欄の [外書] は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

## (10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社きらぼし銀行	1,424,271
株式会社りそな銀行	1,351,234
株式会社千葉銀行	1,176,274
城北信用金庫	790,200
株式会社武蔵野銀行	674,390

(注) 借入額は1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の合計残高金額であります。

## (11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 35,760,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,940,900株 (自己株式310,445株を含む)
- (3) 株主数 6,667名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
林 尚道	2,813,660	22.27
GOLDMAN SACHS& CO.REG	962,833	7.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	525,700	4.16
株式会社日本カストディ銀行 (信託B口)	492,200	3.89
辻本 武泰	335,500	2.65
株式会社新居浜鉄工所	310,000	2.45
株式会社アミックス	250,000	1.97
吉岡 裕之	229,000	1.81
エリアリンク取引先持株会	187,100	1.48
小川 秀男	181,880	1.44

- (注) 1. 当社は、自己株式310,445株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式310,445株を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	林 尚 道	一般社団法人日本セルフストレージ協会 代表理事
取締役執行役員	鈴木 貴 佳	ストレージ本部長
取締役	古 山 和 宏	日本農業経営大学校 審議員 アグリコネクト株式会社 顧問
取締役	幸 田 昌 則	株式会社ネットワークハチジウハチ 代表取締役社長 大英産業株式会社 社外取締役 株式会社グリーン・シップ 社外取締役
常勤監査役	小 島 秀 人	
監査役	田 村 宏 次	大洋綜合法律事務所 弁護士
監査役	青 木 巖	キャピタル・アドバイザー株式会社 代表取締役社長 株式会社ネクシィーズグループ 社外取締役（監査等委員） 株式会社バルニバービ 社外監査役
監査役	満 田 繁 和	株式会社浜野ゴルフクラブ 代表取締役社長 株式会社東條会館 取締役 日比谷晴海通り法律事務所 弁護士

- (注) 1. 監査役満田繁和氏は、2020年3月25日開催の第25回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 監査役 田村宏次氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役古山和宏、取締役幸田昌則の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 常勤監査役小島秀人、監査役田村宏次、監査役青木巖、監査役満田繁和の4氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 取締役古山和宏、常勤監査役小島秀人の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 当社は、重要な兼職先との関係において特記すべき事項はございません。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

2021年2月12日開催の取締役会において定めた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づいて、取締役の報酬については、取締役会の決議により一任された代表取締役が、株主総会で決議された報酬総額の限度内において決定する権限を有しており、各取締役の担当職務や貢献度、業績等を勘案し決定しております。なお、当社では取締役・監査役（社外取締役及び社外監査役を除く）・執行役員・人事担当者を参加者とした評価会議において、各取締役に対する人事評価を実施し、その評価結果をもとに代表取締役が各取締役の報酬を決定することとしており、さらに、報酬決定後に取締役会において社外役員からフィードバックをうけ次回の報酬決定に当該フィードバックを反映させることで代表取締役の独断を防ぐような手続きをとっております。また、監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、監査役の協議によって、決定しております。

当社は、本定時株主総会第4号議案が原案通り承認可決された場合、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限株式を報酬として付与することとしております。金銭報酬との具体的な割合については業績等を勘案し取締役会で決定をいたします。

長期的な業績及び株主価値との連動性をより一層高めるための業績連動報酬・株式報酬などのインセンティブプランについては、引き続き検討を進めてまいります。

### ②取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	固定報酬 (千円)	賞 与 (千円)	支給総額 (千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	4 ( 2 )	64,006 (10,800)	— ( — )	64,006 (10,800)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 ( 4 )	12,000 (12,000)	— ( — )	12,000 (12,000)
合 計	8	76,006	—	76,006

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。



#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の兼務先と当社との間に特記すべき事項はありません。

##### ② 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	古 山 和 宏	当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席し、経営全般に関する豊富な経験・見地から発言を行っております。
社外取締役	幸 田 昌 則	当事業年度開催の取締役会に13回中12回出席し、企業経営者としての豊富な経験・見地から発言を行っております。
社外監査役	小 島 秀 人	当事業年度開催の取締役会に13回中13回、監査役会に12回中12回出席し、長年培ってきた豊富な経験・見地から発言を行っております。
社外監査役	田 村 宏 次	当事業年度開催の取締役会に13回中13回、監査役会に12回中12回出席し、弁護士としての豊富な経験・見地から発言を行っております。
社外監査役	青 木 巖	当事業年度開催の取締役会に13回中11回、監査役会に12回中10回出席し、経営全般に関する豊富な経験・見地から発言を行っております。
社外監査役	満 田 繁 和	社外監査役就任後開催の取締役会に10回中10回、監査役会に9回中9回出席し、経営全般に関する豊富な経験・見地から発言を行っております。

## 4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
	(千円)
当事業年度に係る報酬等の額	36,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の状況を確認し、当事業年度の会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該事案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムに関する基本方針を次のとおり定めています。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの推進を図るために、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役及び使用人の行動規範といたします。

また、法令違反が疑わしい事例の報告がなされた場合、「コンプライアンス・マニュアル」に定めるとおり、速やかに事実関係を確認し、適切な処置をとるとともに、その報告者が不利益を被ることがないように、最大限の配慮を行います。

なお、不動産運用サービスを提供する企業として重要な課題である宅地建物取引業法ならびに建築関連諸法規をはじめとする当社事業に関わる関係諸法令等については、外部の専門家の意見を聴取し、適正化に努めます。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険の発生を予防するための情報の収集、分析及び発生した損失の拡大を防止するため、リスク管理規程を設けます。

また、それぞれのリスクごとに担当部署を定め、取締役会及び担当部署が、リスクを網羅的・総括的に管理いたします。

なお、リスク管理状況の監査については、内部監査室がこれを監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告いたします。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。

また、職務権限規程等を定め、権限委譲を行うことで、効率的、機動的な意思決定に努めます。

### (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、各種稟議書など取締役・使用人の職務執行に関する重要な文書等については、法令及び文書管理規程等社内規程に基づき適切に保存するものとし、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものいたします。

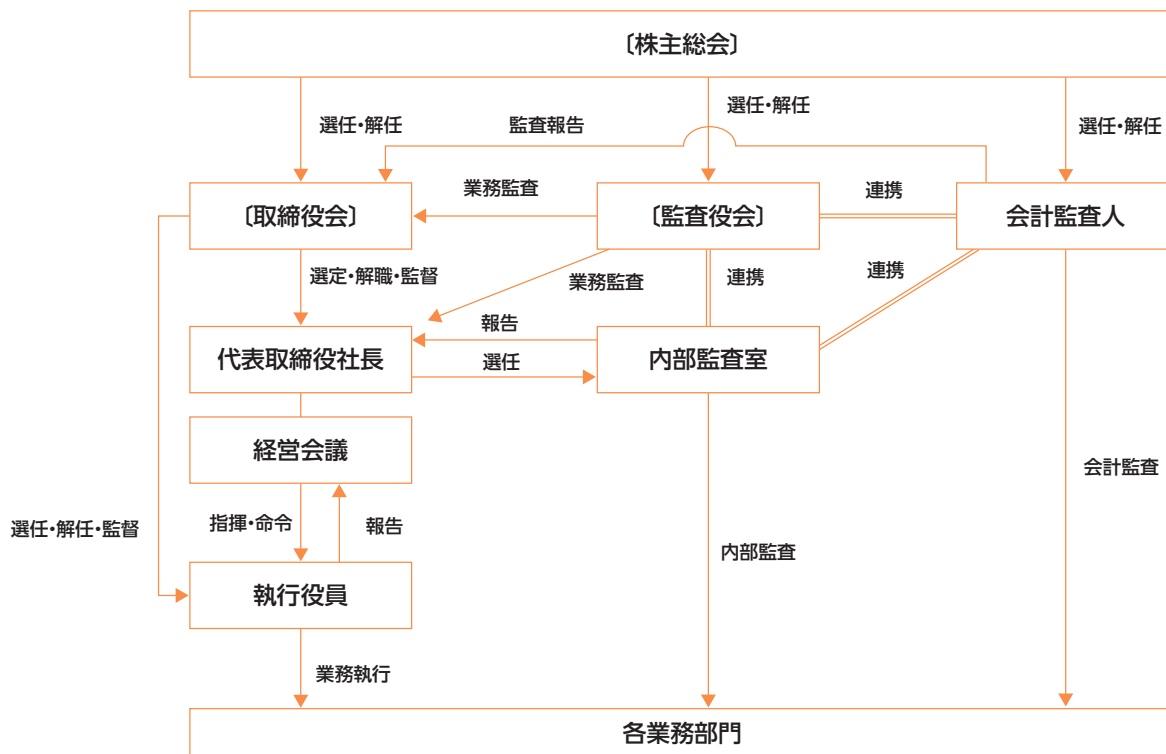
- (5) **監査役補助者に関する体制及び当該使用人に対する指示の実効性を確保するための体制**  
当社は、監査役による監査体制を充実させるため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会と監査役の協議により、監査役補助者を配置できるようにいたします。  
なお、その使用人への指揮権は監査役に委譲し、取締役からの独立性を確保するものとし、また、任命を受けた使用人は監査役の指示に従い、監査上必要な情報収集の権限を持って業務を行います。
- (6) **取締役・使用人等の監査役への報告体制及び報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**  
取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令等に従い、速やかに監査役に報告いたします。  
また、監査役に当該報告をした当社の取締役及び使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として、人事処遇等において不利な取り扱いを行うことを禁止します。
- (7) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払い・償還の手続き、当該費用又は債務処理にかかる方針、及び当社監査役の監査の実効性を確保するための体制**  
監査役職務の執行にかかる費用等について、当社が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、監査役は、費用の前払い及び償還を受けることができ、また、予算等必要な措置を講ずることを要請できる体制を確保いたします。  
当社は、監査役に対し、取締役会以外にも、必要に応じてあらゆる重要な会議に出席することができる体制を確保いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述した「内部統制システムに関する基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針ととらえ、適宜、内容の見直し検討を行っております。また、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、取締役会を開催し、問題事案の検討及び改善策、再発防止策の協議を行っております。

また、社内及び社外に設置された内部通報窓口において、随時、内部通報を受付けるものとしており、周知及び対応を継続しております。

(参考) コーポレート・ガバナンス体制図



(注) 本事業報告の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,947,135</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,785,853</b>
現金及び預金	9,776,968	買掛金	158,215
売掛金	133,416	工事未払金	409
販売用不動産	4,523,615	1年内償還予定の社債	182,000
仕掛販売用不動産	130,974	1年内返済予定の長期借入金	1,616,596
未成工事支出金	161,453	未払金	760,374
貯蔵品	18,994	未払費用	213,622
前払費用	240,539	前受金	686,751
前渡金	9,409	未成工事受入金	193,720
未取還付法人税等	258,858	転貸損失引当金	82,478
未取消費税等	560,489	買戻損失引当金	2,297,992
その他	161,548	預り金	3,597
貸倒引当金	△29,132	前受収益	267,139
		リース債務	288,067
		その他	34,889
<b>固定資産</b>	<b>24,755,680</b>	<b>固定負債</b>	<b>15,777,607</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>20,356,319</b>	社債	343,500
建物	6,067,097	長期借入金	7,817,928
構築物	744,832	預り保証金	394,422
機械及び装置	4,386	長期前受収益	1,796,670
工具、器具及び備品	3,484,914	リース債務	2,129,472
土地	7,798,452	資産除去債務	864,000
リース資産	2,256,381	転貸損失引当金	35,064
建設仮勘定	253	長期未払金	2,396,547
<b>無形固定資産</b>	<b>55,510</b>	<b>負債合計</b>	<b>22,563,460</b>
商標権	1,329	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	52,157	<b>株主資本</b>	<b>18,130,441</b>
その他	2,023	資本金	6,111,539
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,343,851</b>	資本剰余金	6,156,037
投資有価証券	243,046	資本準備金	6,156,037
破産更生債権等	1,290,069	利益剰余金	6,137,432
長期前払費用	20,322	その他利益剰余金	6,137,432
差入保証金	1,396,656	繰越利益剰余金	6,137,432
繰延税金資産	2,642,903	自己株式	△274,568
その他	54,991	<b>評価・換算差額等</b>	<b>8,914</b>
貸倒引当金	△1,304,138	その他有価証券評価差額金	8,914
<b>資産合計</b>	<b>40,702,816</b>	<b>純資産合計</b>	<b>18,139,355</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>40,702,816</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		22,477,251
売上原価		16,977,616
売上総利益		5,499,634
販売費及び一般管理費		3,223,776
営業利益		2,275,858
営業外収益		
受取利息	7,663	
受取遅延損害金	3,713	
移転補償金	27,346	
その他	29,102	67,825
営業外費用		
支払利息	131,849	
社債利息	1,903	
支払手数料	21,241	
貸倒引当金繰入額	1,778	
その他	25,447	182,220
経常利益		2,161,462
特別利益		
固定資産売却益	18,427	
買戻損失引当金戻入益	1,477,559	1,495,986
特別損失		
固定資産売却損	1,312	
固定資産除却損	27,619	
減損損失	343,561	372,494
税引前当期純利益		3,284,955
法人税、住民税及び事業税	463,901	
法人税等調整額	596,001	1,059,903
当期純利益		2,225,051

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
2020年1月1日残高	6,111,539	6,156,037	4,417,601	△274,462	16,410,715
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△505,220	—	△505,220
当期純利益	—	—	2,225,051	—	2,225,051
自己株式の取得	—	—	—	△105	△105
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	1,719,831	△105	1,719,725
2020年12月31日残高	6,111,539	6,156,037	6,137,432	△274,568	18,130,441

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2020年1月1日残高	8,845	△444	8,401	16,419,116
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△505,220
当期純利益	—	—	—	2,225,051
自己株式の取得	—	—	—	△105
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	69	444	513	513
事業年度中の変動額合計	69	444	513	1,720,238
2020年12月31日残高	8,914	—	8,914	18,139,355

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

エリアリンク株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 篠塚 伸一 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エリアリンク株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人太陽有限責任監査法人から受けております。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月19日

エリアリンク株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）小 島 秀 人 ㊟

社 外 監 査 役 田 村 宏 次 ㊟

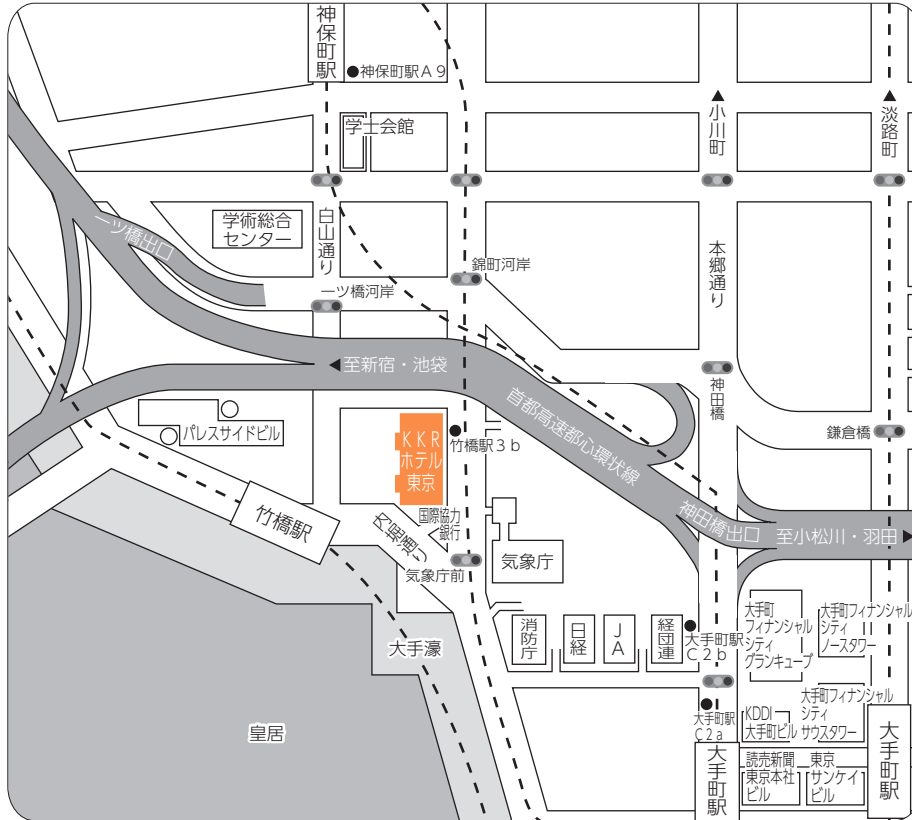
社 外 監 査 役 青 木 巖 ㊟

社 外 監 査 役 満 田 繁 和 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目4番1号  
K K R ホテル東京 10階  
宴会場「瑞宝」



- 交通：◎東京メトロ東西線 竹橋駅3b出口直結  
◎東京メトロ東西線・千代田線・丸ノ内線・半蔵門線  
都営地下鉄三田線 大手町駅C2a出口から徒歩5分  
◎東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線・三田線  
神保町駅A9出口から徒歩5分

※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供はいたしておりませんのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。